

戦後中国知識人の内モンゴル自治論争

島田 美和

はじめに	335
I 戦後国民党政権における内モンゴル自治案	337
II 漢人知識人と内モンゴル自治論争	340
III 中国边疆学会での議論	346
IV 綏遠省漢人の地方自治の論理	350
おわりに	354

はじめに

日中戦争の終結は、中国に新たな政治状況の変化をもたらした。国民党政権下では、訓政から憲政への移行の実施など統治システムの見直しが行われるとともに、日本軍の撤退に伴う中国各地における地域再編の動きが現れた。その際、少数民族が居住するいわゆる「边疆」⁽¹⁾（以下括弧を取り、边疆、と表記する）地域の中華民国への編入・再編問題についても議論された。もちろんそこでは、日本軍が撤退した後の内モンゴル地域の再編についても重要な議題となっていた。しかし戦後の内モンゴル地域では、日中戦争前の状態に戻ったことにより、モンゴル人から民族自治の拡大や内モンゴルの独立が要求されるなど様々な民族運動が展開されるようになり、漢人とモンゴル人の対立が先鋭化していた。このように戦後国民党政権下では、内モンゴル地域の再編をめぐり、漢人を中心として边疆地域を国家に組みこもうとする動きと、モンゴル人勢力による民国からの独立・自治を志向する動きという二つの相反する局面が出現したのである。

これに対し、国民党政権内部では、国民政府、省政府、モンゴル人勢力によって民族自治の実施レベルをめぐり、以下3つの可能性が議論された。それは、第一に、中華民国が

らの独立の問題、第二に、民国内における高度自治（外交や軍事以外の全ての自治権をもつ）の実現と、省の枠組みを超え、モンゴル人すなわち民族を自治単位とする統一民族自治機関設立の問題、第三に、省を単位としてモンゴル人の民族自治を行う、すなわち「省内蒙族自治」（以下括弧を取り、省内蒙族自治、と表記する）制の実施をめぐる問題、である。このように、戦後内モンゴルにおける民族自治の問題が再び議論されることになった主たる要因は、国民党政権による内モンゴル地域の多元的統治構造にあった。1928年国民政府は、内モンゴル地域の3特別行政区（綏遠、チャハル、熱河）に漢人の行政単位である省制を導入した。しかし同時に国民政府は、モンゴル人の伝統的政治行政組織である盟旗制をも保存したため、両者が併存する状態を生み出した。その結果、戦前・戦中を通じて省政府など現地の漢人勢力とモンゴル人勢力は対立し、その対立構造はそのまま戦後へと残されたのであった。そして、戦後、国民政府は、こうした省政府とモンゴル人勢力の板挟みとなりながらも、内モンゴル自治問題についての打解策を模索しなげなかつた。

しかも、戦後内モンゴル自治論争に加わったのは、国民党政権の各政権担当者だけに留まらなかつた。注目すべきは、戦前、戦後を通じて辺疆に関心を持ちつづけた漢人知識人や辺疆工作者達が、戦後の内モンゴル自治について活発な議論を展開したことである。日中戦争に勝利した戦後中国において、彼らはなぜ内モンゴル自治問題に関心を持ち、どのような論理で内モンゴルを民国内に再編しようとしたのだろうか。本稿では、こうした問題意識の下に、漢人知識人たちの内モンゴル自治の論理とその社会的影響について把握を試みたい。

従来、戦後国民党政権の辺疆政策や民族政策に関する先行研究では、共産党の民族政策との比較の下で、少数民族の自治権の保護と拡大をめぐる議論に焦点があてられてきた。そこでは、国民政府の民族政策の特徴として、辺疆の積極経営への志向と、それに伴う民族自治権の縮小が挙げられる⁽²⁾。他方で、国民政府と共産党の民族政策の共通性やその連続性を指摘しようとする論考もある。吉田⁽³⁾は、内モンゴル自治をめぐる国民政府・省政府・モンゴル人の3勢力の政策論争を詳細に取り上げ、国民政府の辺疆政策はモンゴル人の民族自治を比較的許容したものであったと論じている。また、上野⁽⁴⁾は、国民政府の辺政研究機関である中国辺政学会を取り上げ、国民政府の民族政策と学知との関係に着目し、この両者の関係が人民共和国成立以降の共産党政権にも継承されたことを指摘している。総じて、これらの先行研究は、戦後国民党政権の中央レベルにおける民族政策をめぐる議論に留まっているといえよう。

これに対して、近年、中国の辺疆問題について学術史や西北開発史の側面から検証を試

みる動向が顕著である。それは、中国の近代化を希求する動きを背景として、国民党政権を構成する政治的・社会的各レベルで行われた辺疆開発や辺疆統治の議論を再検討しようとするものである。たとえば、南京国民政府期や日中戦争期における国民党政権による西北開発や辺疆開発政策への考察を通じて、中国の近代国民国家形成を分析した論考⁽⁵⁾や、漢人知識人の民族観や辺疆研究そして西北研究などの学知と中国のナショナリズム及び「領土」概念との相関関係を考察した論考⁽⁶⁾などがある。しかし、これらの論考は、日本の中国侵略に対する漢人知識人の強い国防意識を前提として検討するあまり、彼らの活動の戦中と戦後との断絶性を強調しがちである。

よって本稿では、日中戦争期に拡大浸透した中国のナショナリズムとそれに伴う辺疆への関心が、戦後における国家再編の問題にどのような影響を与えたのかについて検証したい。すなわち、戦中から戦後にかけての中国のナショナリズムと少数民族問題との関係を考察するためには、従来の少数民族の自治権の拡大・縮小といった国共の民族政策を分析する視角だけでなく、日中戦争期に展開された学術史や西北開発思想など漢人社会側からの視点で両者の関係を再検討する必要があるからである。そして本稿では、戦後内モンゴル自治論争において漢人側から提起された省内蒙旗自治に着目し、それを支持した省政府・漢人知識人・辺疆工作者の民族観や自治観から、日中戦争から戦後にかけての漢人社会と少数民族との関係の一側面を明らかにしたい。

I 戦後国民党政権における内モンゴル自治案

国民政府の内モンゴル政策は、戦前から戦中を通じて必ずしも成功したとはいえない。国民政府は内モンゴル地域の地方軍事勢力者に対して影響力を及ぼしえないばかりか、政治制度面においても省県制と盟旗制の並存状態の解決を図ることができなかったからである。盟旗制とは、清代において内モンゴル各地に配置された旗を、盟が統括するという内モンゴル特有の統治体制である。旗は、清朝の理藩院によって監督され、地方行政組織と自治団体という二つの役割を持っていた。また旗長は旗の人事、財政、司法に関する一定の自治権を持ち、民国期以降もこれらの権利は、旗長の「管轄治理権」として存続された。しかしその一方で、清末以降、漢人による内モンゴルへの移民開墾が進み、内モンゴルには漢人農民を統治するための州県制が導入されはじめる⁽⁷⁾。さらに1914年、中華民国政府は内モンゴルに熱河、チャハル、綏遠の3つの特別行政区を設置し、チャハル・綏遠両特別行政区においても県が置かれることになった⁽⁸⁾。そして、1928年に国民政府は、中央集権的統治体制の確立のため、これら3特別行政区を省へと変更し、内モンゴルに省県

制を施行し、より一層の「内地化」を図ったのである。

しかしこれに対して内モンゴルの王公達が国民政府に盟旗制の保存を訴えたため、国民政府は「モンゴル盟部旗組織法」を決議し、従来からの盟旗の現有区域と「管轄治理権」を認め盟旗制を保障した⁽⁹⁾。こうして、内モンゴル西部地域では、盟旗と省県の並存状態のため山西・内モンゴル西部地域を勢力圏とする晋系地方軍事勢力者の閻錫山や綏遠省主席の傅作義ら漢人勢力と、モンゴル人勢力が激しく対立するようになった。とりわけ、1933年以降には、徳王（西スニト旗旗長）と革新的モンゴル知識青年らによって内モンゴルの自治を目指す百靈廟自治運動が活発化していった。彼らは、モンゴル人を単位とする属人主義のもと民族自治を行い、それを統括するために、省の枠組みを超えたモンゴル人の統一民族自治組織の設立を主張した。他方、省政府はこれに反対し、省県の領域に基づく属地主義のもと、省の管轄権を省県と重複した盟旗にも及ぼすことにより、省政府による一元的統治の実施と「地方自治」の推進を主張した。

しかし、日本軍の内モンゴル西部地域への進出に伴い、国民政府にとっての内モンゴル自治問題は、すでに内政問題から外交問題へと切り替わっていた。当初、1934年4月に国民政府は、日本軍の華北への勢力拡大を危惧し、モンゴル人が主張する統一民族自治組織（百靈廟蒙政会）の設立を承認することによって、モンゴル人の懐柔を図った。しかし、日本軍の華北分離工作や内モンゴル西部地域への進出が公然化するにつれ、国民政府はそれを阻止するため、1936年1月に綏遠省政府が主張する省内蒙旗自治制（モンゴル人の民族自治範囲を綏遠省とチャハル省に区分）の採用を決定したのである。その結果、1936年2月には、綏遠省に綏遠省境内蒙古地方自治政務委員会（以下略称として、綏境蒙政会、と表記する）が成立した。そのため、百靈廟蒙政会は形骸化し、徳王やモンゴル知識青年達の日本軍へ傾斜を加速させたのである。そして日中戦争が始まると、日本軍は内モンゴル西部地域へ侵攻し、1937年から45年まで、日本の傀儡政権である蒙疆政権の樹立を成功させた。その意味では、このこともまた戦前における国民政府の内モンゴル政策の失敗を間接的に証明するものだとも言えるのである。

戦後、日本軍の撤退とともに、内モンゴルの政治状況はより複雑な様相を呈した。すなわち、中国のナショナリズムが日中戦争を経て中国全土へ拡大浸透する一方で、日本軍の撤退による内モンゴル地域の政治権力の空白状態は、内モンゴルにおける民族運動を活発化させたのである。国民党政権は1945年6月の段階で、国民党第6回大会「国民党政綱」の「民族主義」において、外モンゴル・チベットの高度自治を承認していた。だが他方で、すでに省制が敷かれている内モンゴル、新疆、青海、西康には高度自治が認められなかった⁽¹⁰⁾。その結果、戦後の内モンゴルでは、モンゴル人たちによって民族運動が引き起こ

され、そこでは、内モンゴルの独立や高度自治の実現及び民国内での民族統一自治機関の設立などが要求された。これに対して、国民党は、戦後の内モンゴルにおける勢力基盤を回復するために、内モンゴル盟旗への党務活動や統治機構の再編を中心に復員政策を行った。例えば、1945年10月、国民政府は蒙旗党務特派員弁事処を北平に成立させ、11月には興安、綏遠、チャハル、熱河、遼寧、黒龍江の各省に30ほどの党部を設置し、旧来の統治体制の回復とその強化を図った⁽¹¹⁾。しかし、内モンゴル自治をめぐる具体的方策はまだ定められてはいなかった。

その後、国民政府が内モンゴル自治について初めて明言したのは、1946年3月17日、6期2中全会第17回大会の「辺疆決議案」においてであった。そこでは、内モンゴル地域にモンゴル人の統一民族自治機関である統一蒙政会を樹立することが提案されていた⁽¹²⁾。その方針に沿って、1946年3月23日に、蒋介石が「辺疆各盟旗地方自治方案」を起案し、3月27日の同方案修正稿⁽¹³⁾においても統一蒙政会の樹立は保障された。これに対抗して、省政府は同年4月5日に「辺省各盟旗地方自治实施方案」⁽¹⁴⁾を作成し、省を単位とするモンゴル人の自治機関（蒙古地方自治政務委員会）の設立を主張した。結局、両案ともに採択されず、内モンゴル自治に関する方策の決定は、11月の憲法制定国民大会に持ち越されることになった。戦後中国の枠組みを定める憲法制定国民大会の開催にあたり、統一蒙政会の樹立を訴えるモンゴル人勢力は、モンゴル人代表団を結成して南京に向かった。それに対して、熱河、チャハル、綏遠の3省政府も大会参加にあたり、代表団を組織し、省制に基づく内モンゴル自治の実施を各方面へ働きかけた。さらに両者は、12月に『中央日報』紙上で、それぞれの主張を世論に向けて訴えた。モンゴル人代表団は、盟旗制度の保障と統一蒙政会の設立を主張し⁽¹⁵⁾、他方で省政府は、「一つの行政区に二つの行政機構があってはならない」と、盟制の取消し並びに省政府による蒙旗の直接統治を求めた⁽¹⁶⁾。

こうして内モンゴル自治問題は、中国社会の注目を集め、多方面の論者がその議論に参加する、いわゆる内モンゴル自治論争にまで発展したのである。加えて、1946年12月25日に制定された「中華民国憲法」（1947年1月1日公布、12月25日施行）では、その第119条に「モンゴル蒙旗地方制度は、法律によりこれを定める」⁽¹⁷⁾とのみ規定され、国民政府の内モンゴル自治案は、憲法上明記されるには至らなかった。その結果、内モンゴルの自治をめぐる論争は、その後も国民党政権内部における交渉だけでなく、中国社会全体で引き続き議論が展開されていったのである。

II 漢人知識人と内モンゴル自治論争

1 傅斯年

内モンゴル自治論争には、戦前、戦中を通して辺疆に関心を持つ漢人知識人や、国民党政権の下で辺疆開発に携わってきた辺疆工作者達が多く参加した。例えば、中央研究院歴史語言研究所所長の傅斯年⁽¹⁸⁾もその一人である。傅斯年は、1947年1月15日の『觀察』誌上において、「内モンゴル自治問題」⁽¹⁹⁾を発表した。そこで傅斯年は、世論で議論されていた盟旗と省県が同等の行政単位であることを主張する「盟が省に相当し、旗が県に相当する説」への反駁を行い、熱河、チャハル、綏遠省政府の省内蒙旗自治の主張に賛同した。傅斯年のこうした辺疆地域に関する言論活動は、戦前からみられるものである。1931年の満州事変直後、傅斯年は『東北史綱』を執筆し、日本の中国東北部への進出を歴史学の立場から批判し⁽²⁰⁾、中国の領土保全を訴えた。そして、そのためにも傅斯年は民族意識の高揚につとめ、1935年12月抗日感情の高まる中、『独立評論』において「中華民族は全体で一つである」を発表し、「中華民族」の特性を次のように述べている。

われわれ中華民族は、一つの言葉を話し、一つの文字を書き、同じ文化に依拠して、同じ倫理を行うので、まるで一つの家族のようである。……しかしながら、我々中華民族は古来より一つの美徳を有している。それは少数民族を差別するような偏見を持たないし、さらに四海みな家族という度量を持っている。⁽²¹⁾

傅斯年は、ここで中華民族の文化の同一性、すなわち漢字文化を共有する点を強調しながらも、他方で少数民族への配慮も示している。こうした傅斯年の中華民族観は、戦後に発表された「内モンゴル自治問題」の中にもみられる。例えば、傅斯年は、モンゴル人の国政参加に関して、中央の国民党機関や地方レベルにおける省政や県政へのモンゴル人の積極的参加を憲法上に明記することを求めた。さらに、教育政策については、小学、中学まではモンゴル語教育を行うが、同時に「国語」である漢語を必修科とし、高等教育では漢語を使用することを提案した⁽²²⁾。このように、傅斯年は、モンゴル人に母語であるモンゴル語教育を保障したうえで、漢人社会へ参加できるよう漢語習得の推進を図り、さらには国政へのモンゴル人の参加を提唱した。要するに、傅斯年は内モンゴルの独立には反対の立場をとり、その理由を次のように説明している。

もし、内モンゴルの北側が海であり、全く国際的要因もなく、(筆者注：モンゴル人が)

独立したいのならば、彼らに独立させてもよい。しかし地理や人口からみてもそうではないし、国際情勢においてはなおさらそうではない。現在、国内の漢人は苦しみ、モンゴル人も苦しんでいる。全ては国家の苦しみであり、すべては弱者の苦しみであるからである。このような状況においては、モンゴル人と漢人が分裂すれば（筆者注：両者は）その害を受け、協力すれば（筆者注：両者は）結局その利益を受けるのである。⁽²³⁾

このように傅斯年は、中国の国防の観点から、内モンゴルの独立に断固反対した。にもかかわらず、傅斯年はモンゴル人に対する文化政策に関して次のように述べている。すなわち、「文化は決して同化政策を採用してはならず、その反対で、彼ら特有の文化を発展させ、もし漢人との接触によって二層の文化が自然に形成されたのであれば、避けることはできないし、禁止することもできない」と。このように傅斯年は、モンゴル人への漢化政策に反対したものの、必ずしも文化的同化までを求めてはいなかった⁽²⁴⁾。しかしながら、傅斯年は、潜在的な分裂要因については許容することが出来ないとした。その分裂要因とは、内モンゴルの盟旗制であり、モンゴル人の主張する「盟が省に相当し、旗が県に相当する説」であった。傅斯年は、世論でこの説が議論される際に取り挙げられる自治方式についても3点説明した。すなわち、第一には、盟と省、旗と県の並存、第二には、省県を廃止し盟旗制を敷く、第三には、盟を区切って省を作り、旗を区切って県を作る、という自治方式である。このように傅斯年は、これら盟旗を単位として自治が行われることに反対した。では、歴史家である傅斯年は、これら清朝のモンゴル地方制度に由来する盟旗制についてどのような認識をもっていたのか。まず傅斯年は盟旗制度について次のように述べている。「状況から述べれば、盟、旗、佐領の三級に区分することができるが、実際には盟は存在せず、佐領は権力を持たず、最も重要なのは旗の階級のみであった」。傅斯年は、ここで盟と佐領の存在を否定し、旗のみをモンゴルの政治行政単位として認めている⁽²⁵⁾。では、傅斯年にとって盟とはどのように捉えられていたのか、その定義を次のように述べている。

盟は統治階級が参加する大会のことである。いくつかのジャサクが「大廟」で大会を開く時は、伊克（大）昭（廟）盟（筆者注：イフジョー盟、下線も含む）と呼ばれ、シリ江河で大会が開かれる時は、シリゴル盟と呼ばれる。大会が常に開催されるわけではないし、主席（盟長）も世襲のものではないし、選挙と称しているが、事実上理藩院が定めていたのである。盟は形式的には存在しているが実態がなく、地位も重要ではない。⁽²⁶⁾

このように傅斯年は、モンゴル人の盟旗制度について、それはモンゴル固有の制度ではなく、清朝によって制定され、形式はあるが実態が伴わないと主張した。さらに、その理由として、清代以降におけるモンゴル人と漢人の雑居状態の進行及び、それに伴う県制実施の歴史を取り上げた。これらの理由から、傅斯年は、「いかなる歴史的地理的事実があって、盟が省に相当し、旗が県に相当するといえるのだろうか」⁽²⁷⁾とモンゴル人の民族自治単位である盟旗制を否定した。そのことはすなわち、傅斯年が自らの歴史学の学知を用い、内モンゴルの民族自治を否定したことを意味する。ここには、戦前から戦中、そして戦後にかけて一貫して中華ナショナリズムと国防意識に支えられた傅斯年の学知が、戦後内モンゴル自治問題に関しても反映していることが看取できよう。

2 顧頡剛

顧頡剛⁽²⁸⁾は、傅斯年と同じく、戦前、戦中に中華ナショナリズムの高揚につとめた歴史家である。顧頡剛は、擬古派の歴史家であり、民俗学や戦前の歴史地理雑誌『禹貢』を発刊するなど中国の辺疆地域にも強い関心を寄せていた。また、日中戦争期に顧頡剛は、昆明で1939年2月「中華民族は一つ」を発表し、融合的中華民族論を提起した⁽²⁹⁾。そうした顧頡剛の戦時における活動の中で注目されるべきものの一つに、中国辺疆学会の活動が挙げられよう。

顧頡剛は1941年3月に四川において、戦時における辺疆工作を学術の側面から支援することを目的として中国辺疆学会を立ち上げた。それは、1941年6月から重慶に本拠を持つ全国的辺疆研究組織の中国辺疆学会へと統合された。しかしその後も顧頡剛は四川方面の辺疆研究活動に携わり、重慶の中国辺疆学会の中心メンバーの一人として理事に就任していた⁽³⁰⁾。ただし、当時のこのような辺疆工作は、辺疆地域の少数民族を対象とするだけでなく、その地域全体の開発事業としての側面を有していた。特に戦時中は、重慶を臨時首都としたため、大後方の防衛の必要性から西南、西北地域の辺疆開発が国民政府主導で叫ばれていた。しかし、戦後になると、国防における辺疆開発の必要性が減退し、加えて首都が南京に戻ると、中国内陸部の辺疆建設についてはそれほど重視されなくなった⁽³¹⁾。それゆえ、中国辺疆学会も南京に移転したものの、しばらくはその活動を中止せざるをえなかった。

中国辺疆学会がようやく再開したのは、1946年12月と1947年1月の理事監事連席会議において戦後における新たな活動計画を決定してからであった。そこで決定された内容は、活動面では『中国辺疆』誌を復刊することや、辺疆考察団を組織し、辺疆問題座談会を開催すること、また組織面では、辺疆各省に分会のネットワークを整備し、会員を拡大

し、組織を強化することであった⁽³²⁾。そして、1947年3月に、顧頡剛は機関誌『中国边疆』の復刊に際して、戦後における中国边疆学会の意義を次のように述べた。

本会の仲間は、客観的な学術的立場において边疆問題の研究を行うものであり、派閥や地域や政治的背景などは何もない。……我々は、边疆に奉仕する公務の人員と边疆の同胞が互いにずっと協力し、地方を建設し、边疆を現代化した区域とし、边疆の民衆を現代中国の公民にし、边疆を特殊な地域とさせず、時代が我々に与えた責任を出来る限り果たすことを希望する。⁽³³⁾

ここでは、中国边疆学会の边疆工作を通して、近代化の名の下に、少数民族の住む边疆地域社会と漢人地域社会との均質化を図ろうとする顧頡剛の強い姿勢がうかがえよう。さらに、少数民族地域の特殊性については、むしろ喪失すべきものとして位置づけられている。また、顧頡剛は边疆工作に対する立場を次のように説明している。「我々の雑誌は、決して偶像化せずに、いつも何人かの教授の原稿を看板として載せている一連の雑誌のようにはしたくない。我々は边疆工作が大衆のものであると考えている。」⁽³⁴⁾ここで指し示された「偶像化」した「一連の雑誌」の中で、最も代表的なものは、国民政府の辺政機関である中国辺政学会が発刊した『辺政公論』が挙げられよう。確かに『辺政公論』の執筆者は、主に民族学や社会学を専門とする大学教授から編成されていた【表1左段参照】。それに対し、顧頡剛は、机上の空論としての边疆工作としてではなく、「大衆のもの」としての边疆工作を志向した。それゆえ、中国边疆学会は、戦後より広範な基層社会における边疆活動を行うため、省を単位とする分会を边疆地域へと拡大させていく。

1947年7月、中国边疆学会の分会には、従来の陝西と四川の2つの分会に加えて、青海と雲南に2つの分会が増設された【表1右段参照】。また、設立準備段階の分会は、内モンゴル地域の綏遠、チャハル、熱河の3分会と西康、甘肅などがあり、省を単位として、边疆工作を西南、西北へと拡大する計画があった。これら分会の増加については、戦時期に分会が2つしかなかったのに対して、戦後には、設立準備中のものも含め9つの分会の増加がみられる。このように中国边疆学会は、戦時期に比べて边疆工作の活動範囲が拡大し、それゆえ省政府の更なる協力が必要不可欠となったのである。それは、中国边疆学会への参加者名に、学术界の知識人だけでなく、各省の辺政関係者の名前が連ねられていることから覗えよう【表1右段下線部参照】。

このように、戦後の中国边疆学会の特徴は、各省と連携することによって活動地域をより拡大させ、省単位の边疆工作を実施することによって边疆民族の近代化を推し進めるこ

表1 戦後における中国辺政学会と中国辺疆学会

学会 機関誌	中国辺政学会（南京） 『辺政公論』1946年7月復刊	中国辺疆学会（南京） 『中国辺疆』1947年7月復刊
成立	1941年6月	1941年3月
理事等	1947年6月30日、南京へ戻って第1回目の会員大会、同年7月7日理事監事連席会議、7月17日常務理事会 理事長：呉忠信（前蒙蔵委員会委員長） 常務理事 兼各組主任：周昆田（蒙蔵委員会委員）、広祿、曹少魯、張中微、呉澤森（清華大学教授）、張承熾、凌純声（教育部辺疆教育司司長）、孔慶宗（蒙蔵委員会委員） 理事：華声慕、白雲梯（蒙蔵委員会委員）、柯象峰（金陵大学社会学系）、徐益棠（金陵大学教授）・余凌雲、許公武（前国民政府委員）、呉雲鵬、張四曼（立法院委員）、劉桂楠、芮逸夫（中央研究院研究員）、衛惠林（中央民族大学教授）、呉文藻（中国駐日代表団第3組組長）	名誉理事長：趙守鈺、許崇灝（前国民政府委員） 李宗仁（1948年6月-） 名誉理事長：顧頡剛（前北京大学教授、現蘭州大学教授） 常務理事：顧頡剛、劉家駒（蒙蔵委員会委員顧問）、黄奮生（兼総監事）、石明珠 理事：馬鶴天（蒙蔵委員会委員）、呉雲鵬（国民大会代表）、趙伯懷、楊乾三、丁実存、王則鼎（48年6月-綏遠省政府民政庁長） 理事候補：白鳳兆、張西銘、庄学本（西康省政府顧問）、孫次舟 監事：黎伯豪、陳文鑑、凌純声（教育部辺疆教育司司長）
援助 組織 著者等	常務監事：李惟果、顧頡剛（前北京大学教授、現蘭州大学教授）、李宇龕 監事：熊輝文、白鳳兆、浦辟風（清華大学教授）、黄少谷、黄国璋（中国地理研究所所長）、李安宅（華西大学社会学系） 研究主任：凌純声 執筆数、著者 4回：江應樑（雲南省民政庁辺政設計委員会主任委員）、馬学良（中央研究院歴史語言研究所副研究員）、梁頤第（国立辺疆文化教育館編纂）、鄒豹君（中山大学地理系教授） 3回：芮逸夫、岑家梧（中山大学教授）、徐益棠、曾昭璇（海疆学校副教授）、衛惠林、陳宗祥 2回：王興瑞（中山大学教授）、王成組（清華大学）、任乃強（華西辺疆研究所教授）、呉澤霖、凌純声、許崇灝（前国民政府委員）、馬長寿（金陵大学民族学教授）、嚴徳一（浙江大学地理学教授）、陳宗祥（馬辺辺民生活指導所）、張引堂（清華大学地学系教授）、劉恩蘭（金陵女子文理学院地理系教授）、鍾呂恩（東北政務委員会蒙旗復員委員会委員）、袁復礼（清華大学地学系主任）、周東郊（西北行轅民政処科長）、胡慶欽（清華大学人類学系講師） 1回：陳序経（南開大学経済研究所所長）、尹景伊（蒙古問題専門家）、魏徳勝（伊克昭盟警備第一区司令部参謀）・李有義（燕京大学社会学教授）、周立三（中国地理研究所研究員）、劉徳生（西北大学地理系助教授）、丁素驢（中央大学地理学教授）、楊希枚（中央研究院歴史語言研究所助理研究員）、孟憲民（清華大学地質学教授）、斐文中（中央研究院）、何其拔、黄和材、嘉懷、李安宅、方狀猷（武漢大学教授）、李武金（国立西北大学地理学副教授）、阮懷陶（華西辺疆研究所研究員）、韓儒林（中央大学辺政学系主任）、楊成志（中山大学民族学教授）、柯象峰、周昆田、張承熾、林輝華（燕京大学社会学教授）、符気雄（華西大学教授）、勞貞一（中央研究員歴史語言研究所研究員）、謝再善（西北大学教授）、林超（中国地理研究所所長）、陳正祥（台湾大学副教授）、孔慶宗（蒙蔵委員会委員）、勞幹（中央研究院歴史語言研究所研究員）、嶺光電（立法委員）	基金 施真（建国工業社社長） 100万元 黄正清（拉卜楞指命令官） 50万元 顧頡剛 6万元 黎伯豪 5万元 馬鶴天、黄奮精 3万元 許崇灝、劉維漢（南京国史館協修） 李培国（憲制実施促進委員会委員） 成蓬一（熱河省政府委員・熱河省興業公司社長）、丁実存、馮超如、楊純修、柳仲麿 1万元 (1947年1月) 分会 四川分会、陝西分会、青海分会、雲南分会（理事長：伊明德） 分会（改組）推進責任者 四川分会 李安宅（華西大学社会学系教授） 陝西分会 馬鶴天、黄文弼（北平研究院史学研究所）、黎小蘇、謝再善（西北大学教授） 分会（準備）責任者 綏遠省分会 チャハル分会 馬鶴天、智仁傑 西康分会 李安宅 甘肅分会 王学曾、黄正清 金在治 駱力学（甘肅省政府委員） 宋恪（甘肅省政府委員教育庁長） 熱河分会 李培国（1948年10月-熱河省政府委員）、成蓬一 (1948年6月) チャハル分会成立（理事長：馬鶴天） 四川分会（改組準備責任者）李安宅（出国） ⇒任乃強 執筆数、著者 4回：劉家駒、許崇灝、3回：黄奮生、2回：杜光簡、榮祥、陳宗祥、谷苞、1回：芮逸夫、顧頡剛、馬鶴天、雪慮、黎聖倫、丁実存、雪心室、蔣君章、任乃強、彭百川、欧蒂李森、陳文鑑

出典：『辺政公論』第5期第1巻-第7巻第4期（1946年7月-1948年12月）、『中国辺疆』第3巻第9期（復刊号、1947年3月）、第3巻第10期（1947年4月）、第3巻第11期（1947年11月）、第3巻第12期（1946年6月）。

とを企図したところにあった。顧頡剛が牽引する中国边疆学会は、省を単位とした边疆工作の推進を目指す学術団体であり、ゆえにそこでは内モンゴル自治問題において、省を単位として民族自治を行う省内蒙旗自治を支持する基盤を有していたのである。

さらに、興味深いのは、顧頡剛の民族観が、中国边疆学会だけに共有されたものではなく、戦後の西北開発を提唱する民間団体においても受容されたことである。中国西北部を開発することを提唱する「西北開発」(以下括弧を取り、西北開発、と表記する)の思想と営為は、清末以降、幾度かの流行を経て、国民政府期においても政府のみならず民間団体や学術界からも提唱された。しかし、戦後には、边疆開発と同様に西北地域の必要性の減退から、西北開発を提唱する団体も急激に減少していった⁽³⁵⁾。このような状況下、1947年3月に南京で西北の再建と西北問題について議論することを主旨とする『西北通訊』誌が発行された⁽³⁶⁾。注目すべきは、そこでは、戦後の西北開発を支える民族論として、顧頡剛が戦時中に漢人と少数民族との融合を説いた「中華民族は一つ」や、その理由を述べた「私がなぜ『中華民族は一つ』を書いたか」⁽³⁷⁾を掲載したことである。すなわち、『西北通訊』誌は、顧頡剛の融合的民族論を、民族思想と学術の側面から戦後の西北開発推進の理論的支柱としたのである。それゆえ、内モンゴル自治問題についても、民族融合の観点から省内蒙旗自治が支持され、次のように述べられた。「モンゴル自治問題は、北方边疆各省の省政問題でなければならない。モンゴル同胞は、所属する各省でその他の民族と協力し、一緒に地方自治を建設しなければならない。」⁽³⁸⁾ここでは、モンゴル人の民族自治を地方自治として把握して省政の一部とみなし、内モンゴルでの省内蒙旗自治の実施を主張している。

このように、戦後における西北開発思想には、戦時中における顧頡剛の融合的民族論の借用がみられ、また同時に省を単位とする民族工作の提唱がなされるという特徴がみられた。そして、特筆すべきは、戦後における中国边疆学会と西北開発思想が、融合的民族論と省を単位とする開発政策において一致していたことである。そして、そのことは必然的に両者が内モンゴルにおける省内蒙旗自治の実施を支持する言論を導きだすことにつながった。

それゆえ、戦後内モンゴル自治論争において省内蒙旗自治に賛同した論者たちの中には、内モンゴル地域の省政府関係者だけでなく、日中戦争期から中華ナショナリズムを提唱し、边疆工作や边疆開発、また西北開発などに関わってきた漢人知識人と边疆工作者たちが含まれていた。彼らの内モンゴル自治をめぐる論調は、モンゴル人が中華民族の一員であり、漢人と同様に近代化すべきであるという認識の下、モンゴル人の政治制度である盟を否定し、省政府の管理下で漢人主導のもと、モンゴル人の政治単位を旗に設定して、省内蒙旗自治を主張していた点で一致している。

Ⅲ 中国边疆学会での議論

漢人知識人や边疆工作者が主張する省内蒙族自治の実施とは、少数民族の民族自治を、省を単位とする国民党政権の地方自治制度に組み込むことによって、省政府に内モンゴルの統治を一元化させるシステムであった。しかし、もしそれが実施されたとしても、省の下部行政単位となるモンゴル人の居住地域である旗と、漢人の居住地域である県が併存していたため、両者の属人主義に基づく管轄治理権が重複し、その適応範囲の設定が問題となった。日中戦争期、内モンゴル西部地域では、蒙疆政権や国民党政権下において、王公制度廃止などの旗制度改革にみられる旧勢力の解体が行われず、内モンゴル東部の満洲国のもとで実施されたような統治の一元化はなされなかった⁽³⁹⁾。したがって、戦後においても、こうした属人主義による旗県の並存状況が残存し、そのため旗県の境界が画定できず、両者の管轄治理権の適応範囲は重複せざるをえなかった。本来、旗県の境界を画定することは、地域社会からみれば、漢人とモンゴル人の紛争を減らし、その共存を図ることを意味した。他方国民党政権にとって、旗県を画定することは、内モンゴルにおける統治の一元化を図るために、旧来の属人主義的行政から、旗県の管轄範囲を基礎とする属地主義的行政へ移行するための重要なプロセスであった。

むろん、省内蒙族自治を主張する論者を多く有する中国边疆学会においても、内モンゴル自治における旗県画定問題について、たびたび議論が交わされた。その代表的な議論が、1947年3月2日、南京で中国边疆学会の主催により開催されたモンゴル問題座談会であった。その際、モンゴル側の代表者として講演を行ったのは、トムド旗総官の栄祥⁽⁴⁰⁾であった。彼は6期2中全会において統一蒙政会の成立が明記されることを目標とし、西蒙抗日各旗代表団を組織した人物である。そもそも、トムド旗は、漢人が多く住みモンゴル人の漢化が著しい旗であったため、栄祥自身もモンゴル語を話すことはできなかった。加えて、栄祥は、1936年に成立した綏遠省内における蒙族自治組織である綏境蒙政会で秘書長を務め、抗戦時期には、綏遠省主席傅作義とともに省内蒙族自治を推進する親民国派のモンゴル人であった。にもかかわらず戦後栄祥は、統一蒙政会樹立を訴え、内モンゴルの自治をめぐる綏遠省政府と対立した。そして栄祥は、南京での憲法制定国民大会が終了し、1947年3月に中国边疆学会がモンゴル問題座談会を開催した時期においても南京に残留し、統一蒙政会成立のために奔走していた。栄祥は座談会の中で、内モンゴル自治の性質に関連づけて、戦後訴えてきた高度自治を取り下げ、地方自治の実施に参同を示した。しかし栄祥は、自治組織の形態に関しては、やはり統一蒙政会の樹立を訴え、内モンゴル地域における属人主義的民族自治の必要性を堅持した⁽⁴¹⁾。そして、栄祥は最も重大な問題

として、「今日の問題は、いかに省県と盟旗間の摩擦を取消し、『牧畜を行うものは安心して牧畜業を営み、農業を行うものは安心して農業を行える』ようにすることである」⁽⁴²⁾と、旗県境界の画定問題を提起した。しかし、栄祥は、これまでのトムド旗総管としての経験を踏まえ、旗県境界の画定は、属人主義と属地主義のどちらを採用しても、漢人とモンゴル人の混住が進んでいるが故に、非常に困難であることも同時に指摘する⁽⁴³⁾。そして、彼はその解決策として「将来、人工的な区域によってこの問題を解決する可能性もあるが、これさえもただの推測にすぎない」⁽⁴⁴⁾と独自の意見を述べた。この栄祥の発言は、後の共産党政権による内モンゴル自治区の成立を想起させ、その後の栄祥と共産党との協力関係を示唆するうえで興味深いものである。

これに対し、1947年11月に中国边疆学会の常務理事兼監事の黄奮生⁽⁴⁵⁾が、戦後のモンゴル問題について論じた。黄奮生は、南京国民政府時期から国民党政権の边疆工作に従事し、日中戦争期には重慶の中国边疆学会の理事長となった人物で、国民政府と最も関わりの深い边疆工作者である。黄奮生も、旗県の境界問題について独自の解決策を提案した⁽⁴⁶⁾。まず、遊牧地における旗の場合、「新たに縮小改編し、幾つかの旗区（「空き地」と呼ぶ）を作る。そこに、漢族とモンゴル族が雑居している地区の旗を移動させて、治めるよう（筆者注：「空き地」を）残しておく。旗の現住モンゴル族は、彼らが旗を移動するかどうかについては彼らの意志にまかせる。」⁽⁴⁷⁾と、遊牧地における旗の縮小と、県と並存している旗を、遊牧地区に移転させることを提案した。また、旗県が重なりあう地区や旗県が混ざり合った地区で、かつ「モンゴル人が1、2割を占める少数者である場合は、旗は県の管轄とする。反対に、漢人が1、2割を占める少数者である場合は、県は旗の管轄とする」⁽⁴⁸⁾として、多数派民族の比率によって旗県を決定することを提案する。

しかし、最も画定が困難であるのは、旗県の重複、もしくは混在する地域が多い盟の場合である。この場合、黄奮生は盟を「牧区へ移し、その牧区を治めることを原則とする。あるいは、従来遊牧に適した地区の一部を取り出し、この盟の一部の旗が治める地区とする。その残りの旗は、その他の遊牧盟旗と隣接し、新しく区画し、作られた「空き地」に移し、その土地を治めさせる。」⁽⁴⁹⁾と盟の解体を示唆する。こうして黄奮生は、上述する3つの方法によって、旗県の区画整備を行い、旗県の重複を避けることを提案した。特筆すべきは、黄奮生は、従来の民族単位による属人主義的旗県の区分は用いず、モンゴル人であっても農耕民は県に、漢人であっても牧民は旗に属するといった生業形態による旗県の住み分けを行うことによって、旗県の区画整理を提案したことであろう。加えて、黄奮生は、従来の盟旗制を保持し、旗県分治を実施するとしながらも、盟を省政府の監督指導下に置くことによって、省政の統一を図ることも同時に主張した⁽⁵⁰⁾。しかしながら、こ

のような方法には、農業に従事するモンゴル人の政治的・文化的側面が看過されており、盟旗制の保存が提唱されるものの、他方では、少数民族の文化的保護さえも、その実施が困難となる危険性が潜んでいた。

最後に、1947年3月に、西北開発の視点から内モンゴル自治について意見を述べた馬鶴天の言論を取り上げる。馬鶴天⁽⁵¹⁾は、1920年代後半から日中戦争期にかけて、国民党政権において西北開発を提唱した代表的人物である。また、日中戦争期、馬鶴天は国民政府からチャハル蒙旗特派員として榆林に派遣され、そこで中国边疆学会を設立するなど、国民党政権の対モンゴル工作においても中心的役割を果たした⁽⁵²⁾。そして、戦後においても、馬鶴天は中国边疆学会陝西分会の理事に就任するなど、対モンゴル工作の方面で引き続き活躍していた⁽⁵³⁾。そこで馬鶴天は、「モンゴル自治問題のいくつかの要点」⁽⁵⁴⁾を発表し、その中で「蒙旗自治は、実際の状況に注意するべきで、虚名にはない」⁽⁵⁵⁾と主張した。すなわち、「虚名」とは、属人主義のもと民族を自治単位として成立した蒙疆政権や、戦後の統一蒙政会の樹立のことを指しており、馬鶴天はそれを否定した。

他方、馬鶴天によれば、「実際の状況」とは、民族、民権、民生と孫文の三民主義にならない、内モンゴルをめぐる現実を3つの側面から捉えるものであった。まず民族面では、モンゴル人の人口増加、健康、知識の増進など、教育衛生の普及が、次に民権面では、封建的政治体制を改革し、蒙旗の政治機構を変えること、また優秀な人材を選出することが、最後に民生面では、蒙旗の資源開発、蒙民の生活改善、牧畜の改良や交通整備、商工業の振興が挙げられた。注目すべきは、馬鶴天が、これら3つ側面の中では、民生が最も重要であると述べたことである。ここには、馬鶴天が1920年代から堅持してきた西北開発思想の内モンゴル自治に対する影響が窺えよう。次に馬鶴天は、「蒙旗自治は地方自治であり、また民族自治をも含む」と述べ、蒙旗自治は地方自治として推進しながらも、民族自治の性質を含むことについて言及した。そして馬鶴天は民族自治を次のように述べる。

私は、モンゴル同胞が中国国内の各民族の一つであると承認せねばならず、そしてその民族特有の言語風俗生活方式等を尊重しなければならないと考えている。憲法では特別に蒙古各盟旗地方自治が提出され、そして特別に別個に蒙古各盟旗地方自治制度を制定している。そのことにすなわち、民族自治（筆者注：の意味）が含まれていると言えるだろう。⁽⁵⁶⁾

このように、馬鶴天にとっての民族自治とは、憲法においてモンゴル地域に適した地方自治制度が取り上げられたことを指している。そして馬鶴天は内モンゴル自治には地方自治を適用すべきであるとし、その理由を以下のように述べた。

しかし、モンゴル族は、中華民族の一部であり、蒙旗地域は、中国国内の一部である。現在、全国では地方自治が実施されねばならず、蒙旗地域も当然自治を、さらに自治を必要としており、(筆者注:蒙旗地方自治は)地方自治以外に設置されてはならない。したがって、モンゴル自治はやはり地方自治であるが、しかしその中には民族自治の要素が含まれている。⁽⁵⁷⁾

馬鶴天はこの中で、モンゴル人が中華民族の一部であることを前提として、「民族自治を含む地方自治」すなわち、モンゴル地域に適した地方自治の実施を主張した。そして馬鶴天は地方自治を、属人主義ではなく、属地主義によって実施することを提案し、その根拠を次のように述べた。

内地に接している内モンゴルの各盟旗は、多くは蒙漢が雑居しており、さらには漢人がモンゴル人よりも多い。すでに県を設置して久しい各県の県内にもまだ少数のモンゴル人がいる。もし、属人主義を採用するのであれば、自治事項を実施することはできないだろう。完全に互いが移動することは不可能だからである。したがって、属地主義を採用すべきである。⁽⁵⁸⁾

すなわち、馬鶴天は、内モンゴルにおけるモンゴル人と漢人の雑居状態を考慮し、モンゴル地方自治は、属地主義を採用すべきであることを主張したのである。ただし、馬鶴天は「旗県の境界は合理的に画定すべきである」⁽⁵⁹⁾と述べるに留まり、その具体的な画定方法については言及しなかった。しかし、馬鶴天は旗県画定後におけるモンゴル地方自治については、属地主義に従って行うものとし、「今後、旗に住む全ての人民は、モンゴル人や漢人に関係なく、一律に蒙旗の自治範囲に帰する。県内に住む者は、一律に県の自治範囲に帰する。」⁽⁶⁰⁾と、現行の属人主義的自治を否定した。次に馬鶴天の内モンゴル自治論で注目されるべき点は、旗県間の移住の自由を推奨したことである。その理由として馬鶴天は、「モンゴル人と漢人が雑居することは、モンゴル人に対して無害であるばかりでなく、有益である」と考えていた⁽⁶¹⁾。ゆえに馬鶴天は、すでにモンゴル人の漢化が進んだトムト旗や熱河のカラチン旗を例に挙げ、「これらの旗の文化は、最も進化しており、人材も最も多く、モンゴル人の人口は減少するどころか、ますます増加している。モンゴル人と漢人の協力は、豊かな資源の開発や産業の進歩、人民の生活を最大限に改善する」⁽⁶²⁾と、積極的にモンゴル人と漢人の混住を奨励したのである。

このような馬鶴天の内モンゴル自治論の特徴は、モンゴル人の政治的・文化的保護の観点からみれば、保護するどころか、漢化を奨励しているような印象が否めない。つまり、

馬鶴天は、抗戦時期に発展させた西北開発思想と中華民族意識の下で、漢人が牽引する辺疆開発やモンゴル人社会の変革を主張したのであった。

以上、中国辺疆学会の機関紙『中国辺疆』誌上における3人の論者、すなわち栄祥、黄奮生、馬鶴天による内モンゴル自治論について検討を加えた。まず、『中国辺疆』誌上で統一蒙政会の樹立を主張する栄祥の講演内容が紹介されたことは、中国辺疆学会が必ずしも省内蒙旗自治の主張に偏ったものではなかったことを確認できる。その上で三者に共通していたのは、蒙漢雑居という内モンゴル地域の特徴から、旗県の画定が非常に困難であるという認識であった。よって三者ともに、属人主義的地方自治の限界を示し、属地主義的地方自治への移行を示唆したのである。また、モンゴル人である栄祥以外の黄奮生や馬鶴天は、省内蒙旗自治を主張し、省による統治の一元化を志向する点で一致していた。ただし、両者が主張する旗県併存状態の解決方法には、両者の民族観の相違が如実に現れており、そこに戦時中から戦後にかけて発達した多様な西北開発思想や民族観が確認できよう。

IV 綏遠省漢人の地方自治の論理

前述のように、戦後、傅斯年や顧頡剛など漢人知識人や辺疆工作者たちにより再び辺疆工作と辺疆開発が叫ばれ、省を単位として行う民族自治が提起された。この動きは、戦後あらたな中国の建設と憲政の開始による政治参加の拡大という民主的風潮の広がりの中で、綏遠省漢人の地方自治に対する関心と合致するようになる。1946年12月、綏遠省政府は、熱河省とチャハル省とともに、内モンゴル自治について、盟制の取消し及び省政府による蒙旗の直接統治を主張した。続いて、綏遠省の最高民意機関である綏遠省参議会は、内モンゴル自治についてより詳細に説明を加えた『綏遠省参議会の綏境蒙旗自治問題についての意見』（1947年5月印）⁽⁶³⁾を国民政府に提出した。その中の「綏境蒙旗自治問題の認識と提言」では、「高度自治は理論上筋が通らない」とし、その根拠が2点示された。

一点目は、まず、中華民国の憲法における2つの原則精神、すなわち「中華民国の国土は、中華国民全体に属すること」と、「中華国民は種族に分類されず、一律平等である」ことが提示され、この原則の下、「全ての国民は、種族に分類されず、本国の領土の中で、みな自由に居住し、自由に土地を購入する権利を持つべきである。蒙旗の高度自治は、実際にはこの憲法の精神に違反している」⁽⁶⁴⁾とした。二点目は、蒙旗の人口減少から、高度自治の実現が難しいこと、また、それを取り巻く国際情勢について紹介された。注目すべきは、ここで傅斯年の「内モンゴル自治問題」における国際情勢についての叙述が援用されたことである。

傅斯年先生が言うように、『もし、内モンゴルの北側が海であり、全く国際的要因もなく、(筆者注：モンゴル人が) 独立したいのならば、彼らに独立させてもよい。しかし地理や人口からみてもそうではないし、国際情勢においてはなおさらそうではない。現在、国内の漢人は苦しみ、モンゴル人も苦しんでいる。全ては国家の苦しみであり、すべては弱者の苦しみであるからである。このような状況においては、モンゴル人と漢人が分裂すれば(筆者注：両者は) その害を受け、協力すれば(筆者注：両者は) 結局その利益を受けるのである。』簡にして要を得ている。⁽⁶⁵⁾

このように省参議会は、1947年1月の傅斯年の「内モンゴル自治問題」における言説を援用し、傅斯年の学知を用いることによって、省参議会の地方自治を理論的に根拠づけた。また、省参議会は、「高度自治は事実上不可能である」の中で地方自治の実施について、以下のように説明している。「以前から地方自治には、モンゴル人や漢人の区別を問わず、二つの方法しかない。一つは属人主義で、もう一つは属地主義である。」⁽⁶⁶⁾ と地方自治における属人主義と属地主義の二つの原則を提示する。しかし、省参議会は、属人主義を採用すれば、綏遠省内の「219万人の中でモンゴル人は10万人にも満たず、10万にも満たないモンゴル人でどのように200万人余の漢人、回民、満人を統治するのか」⁽⁶⁷⁾ と、属人主義の採用が不可能であることを主張する。さらに、省参議会は、属地主義を採用した場合、「蒙旗に住んでいる大量の漢人、回民、満人を旗外へ放り出し、……残ったモンゴル人はその労力と経済力で自治ができるのだろうか。」と、属地主義による自治も実現不可能であることを述べ、属人主義と属地主義のどちらの方法も採用できないと主張する⁽⁶⁸⁾。そこで省参議会は、「正しい蒙旗自治」を以下のように説明した。

したがって、蒙旗自治体制は、従来の過去の成規に基づいて、現実の状況を斟酌し、盟旗を省府に直轄させ、(いわゆる高度自治を主張する者は、これとは反対に、盟を省に相当し、旗を県に相当する、とする。実のところ、モンゴルの盟は、本会では盟の意味を、若干のジャサクが大廟で大会を開いていることとする。伊克昭(筆者注：イフジョー盟)は、伊克が「大」であり、昭が「廟」で、すなわち大廟での会を意味する。シリングル盟は、シリル河での会を意味し、基本的に組織は空っぽであり、行政機構ではない。) ……。⁽⁶⁹⁾

すなわち、省参議会は、省政府が盟旗を直轄し、また盟については、若干のジャサクが大廟の前で大会を開くことを意味することと認識し、盟の存在を否定したのである。そし

てこの説明においても、省参議会は傅斯年の「内モンゴル問題」における盟の否定を論証する記述を参考にしている。このように、内モンゴル自治についての綏遠省側の主張のいくつかの論点では、傅斯年の学知がその政策を理論面において保証していたといえる。

他方、綏遠籍の漢人青年たちも内モンゴル自治について意見を述べた。その代表的組織が綏遠新生社である。綏遠新生社は、1945年4月、綏遠省政について討論するために、重慶の政治大学を中心とする大学に在籍する綏遠籍の漢人青年たちによって結成され、雑誌『綏遠新生』誌を創刊した⁽⁷⁰⁾。その後、綏遠新生社は、戦後の復員過程で南京に移転し、参加していた学生たちも北京、南京、上海などへ離散したため、1946年4月には改組が検討された。その後機関誌である『綏遠新生』は一時的に停刊するも、1946年10月には復刊し、綏遠新生社は綏遠省政についてさらなる討論を行った⁽⁷¹⁾。1947年1月には社論「民主か？専制か？蒙民の鎖が解かれる時が来た」において、モンゴル人が少数のモンゴル王公に統治されている現状について次のように非難している。「我々の言ういわゆる「自治」とは、民主的な方式で、モンゴル民衆に自分の生活を自ら決定させ、自分の事務を自ら管理させるものであり、モンゴル代表の方々が主張する「蒙旗統治」や「王公の権限」を用いて、少数の貴族階級による多数のモンゴル民衆への異常な「自治」ではない」。ここでは、王公貴族によるモンゴル自治を批判し、王公制度の解体を求めた⁽⁷²⁾。

また、白忠恵は、「内モンゴルの実際の状況から盟旗自治を論じる」（12月11日付）⁽⁷³⁾の中で、蒙旗自治について、「いわゆる『高度自治』や『民族自治』を許さず、実際の必要に適應した地方自治とする。現実の状況や国家を前提として実行する合理的自治（なぜなら、内モンゴルは一つの民族が住んでいる地域ではない）を行う」と、モンゴル人と漢人が混住する内モンゴルにおける自治の性質を「民族自治」ではなく、「地方自治」であると主張した。そして、行政面では、異なった行政機構の並存を禁止し、現地住民が彼らの地方政府の形態（旗か県）を選び、また、旗県のどちらに属するのかを現地住民の判断に委ねることを勧めた。

こうした綏遠籍の漢人青年による内モンゴル自治への提言は、漢人社会からみれば、モンゴル人や漢人の区別なく綏遠地域の住民が、内モンゴルでの「地方自治」に積極的に参与することを主張する「民主」的な施策であったのかもしれない。だが、圧倒的多数の漢人が県を選択することは明白であったので、実際には県の拡大と旗の縮小を意味する論旨といえるだろう。また、盟制度についても、（法律上）定まった組織ではないとし、正式な行政機構とはみなさなかつた。さらに、農業地域と牧畜地域の問題については、中央より専門家を派遣し、どこが農地に適し、どこが牧区に適するか判断してもらうことが妥当であると述べている。ここでは、国家による辺疆開発の一環として、土地行政のテクノク

ラートによる内モンゴルの土地開発を提言する一方、現地モンゴル人の意思は看過されているといえよう。総じて、南京で綏遠開発を提唱する綏遠籍の漢人たちは、戦後の内モンゴル自治について、王公制の解体や住民自治を主張し、省参議会の意見よりも、より「民主」的な蒙旗自治についての考えを有していたといえるが、現地モンゴル人の伝統・慣習を尊重していたかという点では疑問が残る。

以上見てきたように、戦後には南京を中心として内モンゴル自治をめぐるさまざまな議論が交わされていた。他方、内モンゴルにおいても綏遠省政府によって蒙旗政策に転換が図られていた。そもそも、綏遠省政府が、初めて省内蒙旗自治を実施したのは、1936年2月に綏遠省の蒙旗に対して綏境蒙政会を設置した時のことである。その際、国民政府は綏遠省政府に、それを指導監督する綏蒙指導長官公署を設置させ、日中戦争期を通じて、晋綏系地方実力者によって綏遠省の蒙旗工作进行を担当させていた。しかし、戦後、内モンゴル自治について論議が続く中、1947年6月15日に、傅作義の命により綏蒙指導長官公署は、綏遠省盟旗文化福利委員会として改組され、主任には新しく綏遠省主席に着任した董其武が任命された⁽⁷⁴⁾。加えて傅作義は、新しい蒙旗政治に対して、6項の原則と4つの政策を掲げた。6項の原則とは、①蒙旗における福利の増進、②地方自治の促進、③日本の分裂政策の排除、④モンゴル人と漢人の親愛と団結の回復、⑤モンゴル人の文化の向上、⑥蒙旗青年の政治工作への参加への支援、である。また、4つの政策とは、①牧畜の改良、②相互協力の提唱、③教育の発展、④衛生事業の推進、である⁽⁷⁵⁾。このように、戦後における綏遠省の対蒙旗政策は、戦前戦後の蒙旗におけるモンゴル人の政治的自治を保障する民族自治の指導から、綏遠省による「地方自治」の推進とモンゴル人の文化的保護を中心とするものに転換された。

盟旗文化福利委員会は、早速綏遠省の新しい蒙旗政策の下で、機関誌『新綏蒙月刊』を発行する。そこでは、綏遠省の対モンゴル工作进行を担う漢人及びモンゴル人によって、今後の蒙旗自治について議論された。盟旗文化福利委員会委員の関瑞昇は、「蒙務実施の卑見」を発表し、「蒙旗政治が推進すべき事項について」の部分で、今後の蒙旗政策について、旗を県とみなし、蒙旗への「新県政」の導入を図る以下の提案を行った。すなわち、第一に、各旗の戸籍を徹底的に調査する。第二に、蒙民の保甲を編成する。第三に、旗参議会を成立させ、地方自治を行う、である⁽⁷⁶⁾。そして、関瑞昇は、戸籍調査の方法の中で、旗県の関係に関して次のような明確な位置づけを行った。すなわち、「非常時における戸籍調査では、県政府が統一して行い、モンゴル人、漢人全て一律に県政府が責任を持って調査し、蒙旗政府は干渉してはならない」として、当時すでに国共内戦が始まり、非常時であるという認識の下、県の旗に対する優位性を述べたのである。また、関瑞昇は第二の、

モンゴル人の保甲制に関して、「各旗の佐領が区公所を編成し、毎10戸を1甲とし、毎5甲を1保とする。……保甲長は人民の公選による。」⁽⁷⁷⁾と、漢人の〔県－郷－保甲〕に相当する蒙旗の〔旗－佐領－保甲〕の3つの行政レベルを設置することを提案した。第三の、蒙旗における地方自治に関しては、旗参議会を設立し、旗を行政単位とした地方自治の実施が提案された⁽⁷⁸⁾。このように省政府の対蒙政策は、蒙旗への「新県政」の導入による〔省－県－旗〕という統治の一元化と保甲制の導入による統制強化を模索していたといえる。

こうした省政府による蒙旗政策の背景には、同時期に、省参議会が傅斯年の言説により、理論面における内モンゴルの高度自治や盟制の否定をし、また他方で、綏遠籍漢人住民からの地方自治推進の要求があったことが指摘できよう。そこには、戦後内モンゴルにおける「地方自治」としての蒙旗自治をいかに推進するか、といった漢人社会に共通する問題意識が垣間見られる。

おわりに

日中戦争期に高まった知識人の边疆への関心および边疆工作者による边疆研究や西北研究は、戦後の地域再編や憲政開始に伴う边疆地域における民族自治の問題に影響を与えた。それが戦後において最も顕著に現れたのが、内モンゴル自治問題であったといえよう。傅斯年、顧頡剛、馬鶴天らの内モンゴル自治問題に対する基本的立場は、内モンゴルの高度自治と統一蒙政会の樹立に対して反対し、省を単位とする「地方自治」を推進することであった。それは、傅斯年にとっては国防や中華ナショナリズム、顧頡剛にとっては边疆地域における近代化の実現、馬鶴天にとっては西北開発の推進など、それぞれが有する中国の边疆地域に対する理念を現実化するための必要条件であった。しかしながら、その自治方式、とりわけ盟旗と県との範囲画定の方法については、それぞれが抗戦期から擁する边疆観や西北開発思想の特徴が各々の自治案に反映され、そこには多様な边疆観が存在していたことが窺える。また、そこには日中戦争を経て中国の边疆研究や边疆政策が、戦後において一定程度の発展をみせたことも確認できよう。

他方、彼らの边疆観は、戦後内モンゴルに居住する綏遠籍漢人社会における省自治の提唱とも共鳴していた。例えば、傅斯年のモンゴル人による民族自治に反対する言論が、綏遠省参議会から国民政府に提出された省内蒙旗自治の論拠として用いられ、また、顧頡剛の中国边疆学会が省を単位として分会を増設していったことから確認できる。このように、当時内モンゴル自治問題は、国民政府や省政府レベル間における交渉だけではなく、綏遠省参議会や綏遠籍漢人など漢人社会のレベルにおいても活発な議論が行われ、そこに

知識人や辺疆工作者による内モンゴル自治の言説が大きな役割を果たしていたといえよう。さらに漢人知識人や辺疆工作者にとって、内モンゴルの省内蒙旗自治や「地方自治としての蒙旗自治」を提唱することは、近代化の名の下に漢人の領域を拡大させ、内モンゴル地域社会を変革させる試みでもあったのである。

その後、国民党政権では、内モンゴル自治をめぐり、省政府の主張すなわち、盟の廃止及び省内蒙旗自治の実施と、モンゴル人の主張すなわち盟旗制の保存、盟と省との同等の地位の確保及び統一蒙政会の樹立、とが対立を続ける。そして1947年7月、国民政府は、盟旗の省属を否定する「モンゴル各盟旗地方自治方案草案」⁽⁷⁹⁾を起草した。しかし、この案は、国民政府が内戦の激化による省政府の協力を取り付ける必要性から、この案に対する省政府の反対を受入れたため、結局実現には至らなかった。加えて、1947年5月には、中共の指示を受け、ウランフが内モンゴル東部において内モンゴル自治政府を設立させるなど、共産党勢力の内モンゴルでの勢力拡大も顕著となっていた。そして終に、1949年9月29日、新政治協商会議では『中国人民政治協商会議共同綱領』が発表され、その中で、民族区域自治制度が事実上宣告されたのである。その特徴は、一定範囲の民族区域が確定され、その中で民族自治については承認されるが、その民族自治の内容については文化的自治のみに制限されるものであった。こうして、国民党政権が省県制への移行によって試みた内モンゴル地域の再編は、共産党政権のもとで民族区域自治制度という形をもって初めて実現された。さらに、1956年1月に、チャハル、綏遠、熱河の3省は、民族区域自治が執行される内モンゴル自治区に併合され、内モンゴルにおける省制度は消滅した⁽⁸⁰⁾。これにより、共産党政権下で省内蒙旗自治が行われる可能性は完全に失われたのである。しかしながら現在、改革・開放以降の内モンゴル地域における市場主義経済の浸透と開発事業の進展による経済統合の進展と社会の均質化は、内モンゴル地域社会において再び民族自治か地域自治かという議論を顕在化させている。

註

- (1) 「辺疆」とは、一般的訳語としては、「国境に近い地域」を指す語であり、現代中国では地理的に国境線に接する地域、すなわち遼寧、吉林、黒竜江、内モンゴル、甘肅、新疆、チベット、雲南、広西、海南、台湾などの地域を指す。しかし、民国期においては、「辺疆」の意味する内容は様々な意味をもち、主に地理的意味と文化的意味を持つと理解されていた。ここでは代表的なものとして、国民政府の民族政策に貢献した呉文藻の「辺疆」概念を紹介する。呉文藻は「辺疆」には「政治的辺疆」と「文化的辺疆」の意味があるとする。「政治的辺疆」とは、上述した国境に接する地域、すなわち地理的辺疆を指す。他方、「文化的辺疆」は、言語、風俗、信仰及び生活方式が異なる国内の多くの民族を指し、またこれを「民族的辺疆」

- とも説明した。本稿では、民国期における「辺疆」問題を取り扱うため、「辺境」を用いず、民国期に使用されていた「辺疆」の文字を用いる。林恩顯『辺政通論』華泰書局、1988年、馬大正、劉述『20世紀的中国辺疆研究』黒龍江教育出版社、1998年、呉文藻『辺政学発凡』『辺政公論』第1巻、第5-6期合刊、1942年1月、3頁等参照。
- (2) 毛里和子『周縁からの中国』東京大学出版会、1998年、賽航「抗戦勝利後国統区内蒙古自治運動述評」陳理等主編『中国近代辺疆民族問題研究』中央民族大学出版社、2008年、81-86頁。
 - (3) 吉田豊子「戦後国民政府の内モンゴル統合の試み」『アジア研究』第47巻2号、2001年。
 - (4) 上野稔弘「1940年代後半の中国における辺疆民族問題の一考察」『現代中国』第73号、1999年。
 - (5) 吉澤誠一郎「西北建設政策の始動——南京国民政府における開発の問題」『東洋文化研究所紀要』第148冊、2005年、19-74頁、王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』東京大学出版会、2006年、157-192頁。
 - (6) 吉開将人『中国歴史地図集』の論理——歴史地理と疆域観『史朋』第36号、2003年、片岡一忠「近現代中国における『西北』への関心と研究の歴史」『歴史人類』第34号、2006年、1-62頁、趙夏「顧頡剛先生对辺疆問題の实践和研究」『北京社会科学』第4期、2002年、118-125頁。
 - (7) 広川佐保『蒙地奉上』汲古書院、2005年、17-18、22-23頁。
 - (8) 楊強『清代蒙古族盟旗制度』民族出版社、2004年、205-218頁。
 - (9) 前掲『蒙地奉上』17-18頁。
 - (10) 烏蘭少布「中国国民党対蒙政策（1928年-1949年）」『内蒙古近代史論叢第三輯』内蒙古人民出版社、1987年、279-280頁。
 - (11) 金海・白拉都格其等『蒙古民族通史』第5巻（下）、内蒙古大学出版社、2002年、524-530頁。
 - (12) 「二中全会第17次大会通過辺疆決議案」『辺疆通訊』第4巻第1期、蒙蔵委員会、1947年1月、26頁。
 - (13) 党史委員会所蔵国防最高委員会档案、第4門、国防004-144.1「辺疆各盟旗地方自治方案」文号：雑1979。
 - (14) 同上、文号：62169。
 - (15) 「蒙古代表制憲主張應保障辺胞自治権」『中央日報』1946年12月2日、第2版。
 - (16) 「熱察綏境蒙漢雜処和好相安已成一体不能再有類似分化重演三省国大代表招待記者」『中央日報』1946年12月2日、第2版。
 - (17) 「憲法」9頁、1937年1月1日、『国民政府公報』第207冊、成文出版社有限公司発行。
 - (18) 傅斯年（1896-1950年）字は孟真、山東聊城の人。1919年五四運動において胡適の影響を受け、その後ヨーロッパへ留学しロンドン大学で歴史数学実験心理学、ドイツベルリン大学で哲学と歴史を学ぶ。1928年より中央研究院歴史語言研究所所長、1929年北京大学歴史系教授を歴任する。日中戦争期は、西南連合大学教務委員に着任し、戦後は南京の歴史語言研究所所長に復帰し、1949年には台湾大学校長に就任する。田亮『日中戦争時期史学研究』人民出版社、2005年、195-201頁、徐友春主編『民国人物大辞典』河北人民出版社、1991年、1161頁。
 - (19) 傅斯年「内蒙古自治問題」『觀察』第1巻第22期、1947年1月15日、3-5頁。
 - (20) 傅斯年「東北史綱巻首用語」第一巻『古代之東北』傅斯年、方壯猷、徐中舒、蕭一山、蔣廷黻編『東北史綱：初稿』第1巻、中央研究院歴史與語言研究所、1932年。

- (21) 孟真「中華民族是整個的」『独立評論』181号、1935年12月15日、5-8頁。
- (22) 前掲傅斯年「内蒙古自治問題」3-4頁。
- (23) 同上、3頁。
- (24) 同上、3-4頁。
- (25) 同上、4頁。
- (26) 同上、4頁。
- (27) 同上、4-5頁。
- (28) 顧頡剛（1893-1980年）江蘇省蘇州の人。歴史学者。1920年に北京大学卒業、1924年北京大學、1926年アモイ大学、1927年中山大學、1929年には燕京大學と北京大學で歴史系教授を歴任する。1926年に、擬古的研究方法による古代史研究書『古史辨』を編集し、1934年には禹貢学会を設立し、歴史地理雑誌『禹貢』を発刊する。日中戦争期は、四川へ西遷し齊魯大學で歴史系教授、戦後は1946年に憲法制定国民大会委員となり、1948年には中央研究院院士に選ばれる。人民共和国期には中国社会科学院歴史研究所委員に任命される。前掲『民国人物大辞典』1679-1680頁。
- (29) 顧頡剛「中華民族是一個」『边疆』第9期（『益世報』副刊、1939年2月13日、第4版）。
- (30) 拙稿「顧頡剛の『疆域』概念」『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、2008年、157-174頁参照。
- (31) 趙夏『民国時期国人西北研究之考察』北京大學博士研究生學位論文、2004年、119-120頁。
- (32) 「边疆学会会務報道」『中国边疆』第3卷第9期（復刊号第1期）、1947年3月、31-32頁。
- (33) 顧頡剛「復刊詞」同上、1頁。
- (34) 同上。
- (35) 前掲片岡「近現代中国における『西北』への関心と研究の歴史」、前掲『民国時期国人西北研究之考察』参照。
- (36) 「発刊詞」『西北通訊』創刊号、1947年3月、1-2頁。
- (37) 顧頡剛「中華民族是一個」『西北通訊』創刊号、1947年3月、3-7頁。顧頡剛「我為什麼寫『中華民族是一個』」『西北通訊』第2期、1947年4月、1-3頁。
- (38) 劍飛「边疆問題和蒙旗自治」『西北通訊』創刊号、1947年3月、24-25頁。
- (39) 広川佐保「蒙疆政権の対モンゴル政策」『日本の蒙疆占領』研文出版、2007年、86-96頁。
- (40) 榮祥（1894-1978）字は耀宸、筆名は塞翁、内蒙古トムト旗の人。1934年にトムト旗の総官に就任し、1936年に綏境蒙政会秘書長に着任する。日中戦争期は、1938年陝北榆林にて蒙旗宣慰使公署秘書長として、また漢口における1938年の第一回国民参政会や1939年2月の重慶における国民参政会第二次会議に参加した。戦後は、トムト旗総官、綏遠省政府役員を経て、1946年に、西蒙代表団を組織し、国民政府に対して高度自治を要求する。1949年に、国民政府からの離脱を表明し、トムト旗人民政府旗長等に就任し、人民共和国期はフフホト副市長を務める。郝維民主編『百年風雲内蒙古』、内蒙古教育出版社、2000年、493頁。
- (41) 榮祥「内蒙古自治問題」前掲『中国边疆』第3卷第9期、3-7頁。
- (42) 同上、4-5頁。
- (43) 同上、4-5頁。
- (44) 同上、5頁。
- (45) 黄奮生、字は雪心、江蘇の人。南京国民政府期から、国民党政権の边疆工作に従事し、日中戦争期には重慶の中国边疆学会の理事長になるなど、国民政府との関わりが深い边疆工

- 作者である。著作に、1934年の『内蒙古自治運動紀実』、1935年の『百靈廟巡礼』、1938年の『蒙藏新誌』がある。戦後は、蘭州西北大学辺政系に勤め、人民共和国成立後は、西北大学民族学系教授に就任し、チベット研究に従事した。王佩龍、忒莫勒「边疆学学者黄奮生與其著作」『中国边疆史地研究』、1996年第4期、97-100、108頁。
- (46) 黄奮生「亟待解決の幾個蒙古問題」『中国边疆』第3卷第11期（復刊号第3期）、1947年11月、5-7頁。
- (47) 同上、6-7頁。
- (48) 同上、7頁。
- (49) 同上、7頁。
- (50) 同上、7頁。
- (51) 馬鶴天、字は和亭、山西芮城の人。早稲田大学を卒業後、北京で西北研究を開始し、1924年1月に『西北半月刊』を發刊し、1925年から27年にはモンゴルで調査を行う。その後、甘肅省政府委員、甘肅教育庁長（1927年）を経て、1936年から1949年には蒙藏委員会委員に就任する。前掲趙夏『民国時期国人西北研究之考察』36-44頁、『民国職官年表』中華書局、1995年、618-622頁。
- (52) 馬鶴天の榆林中国边疆学会は、1941年6月に重慶の中国边疆学会に併合され、その陝西支部となる。拙稿「日中戦争期榆林における大漢族主義とモンゴル族の自治」『現代中国』第80号、日本現代中国学会、2006年、83-98頁参照。
- (53) 「边疆学会会務報道」前掲『中国边疆』第3卷第9期、31-32頁。
- (54) 馬鶴天「蒙古自治問題的幾個要点」前掲『中国边疆』第3卷第9期、7-10頁。
- (55) 同上、7-8頁。
- (56) 同上、8頁。
- (57) 同上、8頁。
- (58) 同上、8頁。
- (59) 同上、8頁。
- (60) 同上、7-8頁。
- (61) 同上、7-8頁。
- (62) 同上、7-8頁。
- (63) 『綏遠省參議會對於綏境蒙旗自治問題之意見』綏遠省參議會、印、1947年5月。
- (64) 「綏境蒙旗自治問題之認識與建議」同上、2頁。
- (65) 同上、2頁。
- (66) 同上、2-3頁。
- (67) 同上、2-3頁。
- (68) 同上、2-3頁。
- (69) 同上、3頁。
- (70) 「發刊詞」『綏遠新生』創刊号、1945年4月、表紙。「恭賀『新綏遠』發刊」『綏遠新生』第12期、1946年3月。
- (71) 社論「本刊一年來之回顧與前瞻」『綏遠新生』第2卷第1期、1946年4月、表紙、「本社改組並徵求社員」、同上、8頁。
- (72) 「社論 民主歟？專制歟？蒙民的枷鎖是解除的時候了」『綏遠新生』第2卷第4期、1947年1月、1-3頁。

- (73) 白忠恵「由内蒙实际情况論盟旗自治」同上、2-3頁。
- (74) 1945年5月、抗戦勝利の目的の下、綏遠省政府は陝坝で『綏蒙月刊』を出版した。編集者には、會厚載、張勵生、李居義、潘秀仁、陳玉甲、蘇壽余、康濟敏（ダラト旗ジャサク）、奇俊峰、巴雲英、李樹茂、杜秦川、薛鴻圻、高映明、卜文瑞、巴靖遠らが名をつらねている。戦後、省政府は帰綏に戻り、1946年10月には綏蒙指導長官公署内に新綏蒙月刊社を組織し、モンゴル青年に編集を任せ『新綏蒙月刊』を発刊した。その後、1947年6月に綏遠省指導長官公署は傅作義により改組の令を受け、盟旗文化福利委員会が成立し、新綏蒙月刊社もその文化組へ編入された。編者「巻頭語」『新蒙半月刊』第3巻第4期、1947年6月、1頁、「董兼主任委員対本会職員訓詞」、同上、4-6頁。
- (75) 「董兼主任委員対本会職員訓詞」前掲『新蒙半月刊』第3巻第4期、2-3頁。
- (76) 関瑞昇「蒙務実施芻議」『新蒙半月刊』第3巻第13期、1947年11月、4-5頁。
- (77) 同上、4頁。
- (78) 同上、4頁。
- (79) 「蒙古各盟旗地方自治方案草案」『中華民国史档案資料匯編』第5輯第3編政治、中国第二歴史档案馆編、江蘇古籍出版社、25-28頁。
- (80) 金海・白拉都格其等『蒙古民族通史』第5巻（下）、内蒙古大学出版社、2002年、722-727頁。